

村山市監査委員公告 第4号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年2月3日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 東京オリンピック・パラリンピック交流課
2. 監査の期間 令和4年1月25日から令和4年2月3日まで
3. 監査の範囲 令和3年1月1日から令和3年12月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。

6. 監査の結果

【指摘事項】 時間外勤務手当の支給について、追給すべきものがある。

週休日を勤務日とした日が属する1週間における勤務時間について、村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例で定める1週間の正規の勤務時間を超えているため、超えた勤務時間に25/100の時間外勤務手当が生じているが、支給されていないものがある。

村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例や村山市一般職の職員の給与に関する条例に則り、適切な処理をされたい。